

平成二十一年六月十九日受領
答弁第五一七号

内閣衆質一七一第五一七号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問に対する

答弁書

一から三までについて

お尋ねの各年度において配偶者手当を受給した職員総数を積算することは、年間を通じて職員の異動があること等から、詳細な調査を要するため、現時点でお答えすることは困難である。なお、平成十六年度から平成二十年度までのそれぞれ三月時点で同手当を受給している職員の数は、平成十七年については千六百五人、平成十八年については千五百八十六人、平成十九年については千五百七十三人、平成二十年については千六百十二人及び平成二十一年については千六百二十七人である。

四から十までについて

海外駐在員を有する主要民間企業に対して、毎年十月頃に海外駐在員への諸手当について照会を行って
いるが、具体的な企業名及び調査結果については、当該民間企業との関係もあり、お答えすることは差し
控えるが、家族を同伴する場合としない場合で手当の額に二割程度の差を設けている企業が多く、外務省
の在外職員に対する配偶者手当は、民間企業との比較においても妥当な制度となっていると認識している。